

令和4年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年6月23日（木）午前10時30分

場 所：教育委員会室（オンライン）

令和4年6月23日

## 東京都教育委員会第10回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第34号議案及び第35号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について～教科書調査研究資料及び令和5年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～
- (2) 令和5年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について
- (3) フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香 (オンライン)
委 員	秋 山 千 枝 子 (オンライン)
委 員	北 村 友 人 (オンライン)
委 員	新 井 紀 子 (オンライン)
委 員	宮 原 京 子 (オンライン)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
指導部長	小 寺 康 裕
(書 記) 総務部教育政策担当課長	田 村 砂 弥 香

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和4年第10回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社ほか3社からの取材と、4名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社ほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御注意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 5月26日の令和4年第8回定例会議事録につきましては、先日前配り

いたしまして御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認いただきたいと思  
います。よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、5月26日の令和4年  
第8回定例会議事録につきましては御承認いただきました。

## 議 案

### 第34号議案及び第35号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第34号議案及び第35号議案「東京都立学校設置条例の一部  
を改正する条例の立案依頼外1件について」の説明を、都立学校教育部長、お願いし  
ます。

【都立学校教育部長】 第34号議案及び第35号議案、東京都立学校設置条例の一部  
を改正する条例の立案依頼外1件について説明いたします。

まず3ページを御覧ください。

Society 5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト、Next  
Kogyo START Projectについてです。

本プロジェクトは、令和4年2月に策定し、工業高校の将来像を明らかにするとと  
もに、その実現に向け、推進すべき施策を示しています。主な取組としまして、工業  
系学科等のアップデートや、企業等との連携推進や交流機会の創出、工業科教員によ  
る知識・技術のアップデートなどの施策に取り組むこととしていまして、本案件はそ  
のうちのひとつとして掲げています、工業高校の名称の発展的な変更を行うものです。

それでは、1ページのに戻りまして、記書きの1 改正内容についてです。

東京都立工業高等学校の名称を変更するため、東京都立学校設置条例の一部を改正  
します。具体的には、条例別表の高等学校の項のうち、議案資料のとおり、工業高等  
学校と記載されている15校の名称の工業の箇所を工科に改め、表の1にお示してい  
ますように、現行の都立蔵前工業高等学校等の名称を都立蔵前工科高等学校等と変更  
するものです。同様に、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正します。

名称変更を行うに当たりましては、この間、今後の工業高校の将来像にふさわしい名称となるように、外部有識者を含む検討委員会を開催しました。検討委員会からは、内容・中身と齟齬（そご）を来さず、具体的な教育内容を表すべきであるなどの提案を受け、工業の部分を工科とすることとまとめられました。工科は工学と科学の融合を意味し、高度IT社会において東京の成長を支え、技術の力で新たな価値の創出や課題解決を目指す力を育むなど、先進的な取組を実施する専門高校の名称としてふさわしい名称とされています。また、工業の前にある、蔵前、墨田など、地域を表す名称は引き続き使用してまいります。

2の都議会に付議する時期ですが、条例案につきまして、令和4年第三回東京都議会定例会を予定しています。

3の施行期日ですが、(1)東京都立学校設置条例は令和5年4月1日から施行したいと思います。また、(2)東京都立学校設置条例施行規則も令和5年4月1日から同様に施行したいと思います。

なお、本施行規則改正案は、東京都議会におきまして、条例案が可決された場合に確定するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言お願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 Next Kogyo START Projectで、これまでの工業高校の在り方を検討する中で、こうした名称変更ということが出てきまして、工業でも工科でも、ある意味どちらでも中身がしっかりしていればいいのかと思いつつも、工業の業というのはインダストリーなのか。工がテクノロジーで業がインダストリーと考えたときに、工科という場合はテクノロジーとサイエンス、サイエンスアンドテクノロジーというようなことなのかと個人的には理解してはいて、もちろんインダストリー、産業があつての工科でもありますけれども、それと同時に、様々な技術革新が進んでいく中で、そこでのSTEAM教育の重要性等も昨今言われる中で、しっかりサイエンスアンドテクノロジーを学ぶ学校として、きちんと中身を

導こうという、その流れの中での名称変更だと理解していますので、是非そういう意味で、もちろん名称だけにとどまらず、これがしっかり中身のある、改革のある種シンボリックなものとして、しっかり位置付けていけるといいのではないかなと思います、名称変更に賛成したいと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、34号議案及び第35号議案につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

(1) 令和4年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和5年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

【教育長】 続きまして、報告事項(1)「令和4年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告事項(1)ですが、義務教育諸学校に関する教科書についてです。

来年度使用します、義務教育諸学校の教科書につきましては、義務教育は無償措置ということで、法律に基づき、教科用図書選定審議会の意見を聞いて業務を進めています。3月24日の教育委員会で諮問事項を決定していただきまして、それについて、これまで2回にわたり教科書選定審議会が開かれました。1回目は採択方針という基本的な方針について答申いただきまして、これについては去る4月28日に御報告しました。今回は5月30日に開催されました審議会で、調査研究資料と採択資料について答申がなされましたので、本日はそちらについて御報告をさせていただくものです。

報告資料の1ページを御覧いただければと思います。

まず、令和5年度から7年度にかけて特別支援学校等で使用します、いわゆる一般図書についての調査研究資料がこの審議会で審査されまして、最終的にはこの資料が適切であると認められました。資料については、改めてこの後例示して御説明をさせていただきます。また、東京都教育委員会は採択に当たってこれを活用し、区市町村教育委員会等他の採択権者に対してもこれを十分活用するように指導等を行ってくださいというのが大きな1番目です。

2番目ですが、こちらは来年度、令和5年度に使用します、都立の義務教育諸学校における教科書の採択の際の資料、こちらも適切であるということです。併せて大きな3番ですが、都教委は1・2の資料を採択に当たっての資料として、都教委の責任と権限において適正な採択を行うようにということで答申を頂きました。

詳細について説明いたします。

2ページを御覧ください。資料の概要です。まず特別支援学校等のいわゆる一般図書についての概要ですが、ここに掲げられていますとおり、令和3年度から4年度まで使用の一般図書の調査研究資料に、追加すべき内容について御審議いただきました。ア、イと2点ありますが、アは都立の特別支援学校から新たに推薦があった一般図書で、イについては、これまでの資料には掲載されていなかった図書で、都内の区市町村教育委員会や国立や私立からの需要数の報告、実績ですね、教科書として採択されたものについて、私どもとして特に有益と思われる図書を資料に追加したという趣旨です。

(2)には調査研究の項目が書かれていますが、これは後ほど実際の資料で御説明をしたいと思います。

それから大きな2番、こちらは都立の教科書採択に向けての資料ですが、これは義務教育諸学校につきまして、昨年度既に採択をしていただきまして、本年度は採択替えの年度ではありませんので、昨年度採択した教科書の一覧を様々に掲載しているというものが主な内容です。

それでは、実際の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、資料1が特別支援教育に係る一般図書の調査研究資料です。全てお示しする

時間がありませんので、主立ったところを御説明します。

まず、資料1の4ページです。真ん中の表の部分ですが、発達段階を示していただき、A段階からC段階まで、障害の程度に応じてどの一般図書が適しているかということの目安になるよう、A、B、Cというふうに振ったというものです。

それらを踏まえまして、実際の資料の一部抜粋ですが、資料1の237ページでございまして、家庭科の黄色の部分が今回新たに追加された一般図書の例示です。『たのしい、わかりやすい 料理の本』という書名でして、その下に著者名、定価と書かれていまして、まずどういった内容の本であるか、そしてその下に構成上の工夫として大きく3項目、全体の構成や各項目の配列、そして表記・表現、さらには製本の仕方や耐久性、1年間教科書として使うのに適しているかといった視点で記載をしています。その他ですが、ここには調理の手順を写真やイラストと文字で順を追って示していて分かりやすい、また、一部生ものを使用した料理を紹介していることから、指導の際に配慮が必要であると記載しています。原則として、学校では生の野菜であるとか、魚であるとか、食中毒の防止の観点から実際にはなかなか使っていませんので、教科書にあってもそのとおりに行うのではなく配慮が必要ですよといったような注釈を付けたものです。

こうした視点で、新たな図書を追記しまして、全部で30冊を令和3年度から4年度まで使用の調査研究資料から追加しています。また、併せて、絶版であるとか品切れが確認されたものは削除していただき、合計で698冊の一般図書が資料に掲載されています。

続きまして、2点目の都立の義務教育諸学校で使います教科書採択の資料2です。資料2の3ページです。こちらは先ほど申し上げたように、まず都立小学校、都立小学校は1校ですが、昨年度採択されたものをここに掲載しています。場合によっては、教科書の供給が不可能になってしまったり、あるいは新たな検定済教科書が追加されたりという年度もありますが、今年度に関してはそうした状況は発生していませんので、基本的には昨年度御採択いただいたものを、そのまま改めて御採択いただくということになります。

続きまして、資料2の4ページと5ページです。都立の中学校それから中等教育学

校の前期課程、これは学校別ですが、一昨年採択いただいて来年度は3年目となりますが、これも採択替えの時期ではありませんので、こちらに掲げています。追加や削除はありません。

その次が、資料2の6ページで、特別支援学校小学部で使います、文部科学省検定済の教科書の一覧です。これもそれぞれ障害種別で各科目1種類ずつ既に採択されていますので、こちらもこのまま掲載しています。

さらには、資料2の7ページは特別支援学校中学部で、同様です。

続きまして、資料2の9ページ、こちらは特別支援学校で使用する視覚障害者の方々のための点字版教科書の一覧の一部、そして、資料2の15ページは聴覚障害者用、さらには資料2の16ページは、これは知的障害者用の教科書です。これらは文部科学省の著作本に当たるものです。

資料2の18ページ、ここからは一般図書になりますが、一般図書は先ほど御説明した、いわゆる一般の本屋で売っている本に加えて、点字版教科書がありまして、まず点字版教科書に掲げています。その次に、資料2の19ページ、拡大版、弱視等の方々のための拡大版の一部、そして資料2の24ページ、これが一般図書で、これは先ほどの資料1のものを全て横書きの形で一覧にしています。各特別支援学校では、これら全ての一覧の中から、それぞれ児童等の実態、障害の程度に応じまして、各学校、各学年、そして各課程、各教科で1冊を選んでいくということで、採択を本年度行っていただくこととなります。この色が付いているところが先ほどお示しした新規に追加されたものです。抜粋ですので全部お示しいたしていませんが、資料としてはこういった形で、審議会で御承認いただいたということです。

最後に、報告資料の2ページに戻りまして「3 資料の取扱い」を御覧ください。

今後、都教育委員会は上記の教科書調査研究資料等を基に、都立の義務教育諸学校において使用することが適当と認める教科書を採択するようという答申を頂いたところです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見などありましたら御発言をお願いします。

特にならなければ、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和5年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 続きまして、報告事項(2)「令和5年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について」の説明を、引き続き指導部長からお願いします。

【指導部長】

報告事項2点目です。こちらにつきましては、都立の高等学校、中等教育学校後期課程と特別支援学校高等部の教科書調査研究資料についてです。

令和3年度に新たに検定に合格しました高等学校用教科書の調査研究資料を作成しましたので御報告します。

報告資料1ページの1を御覧ください。

今回対象となる教科書は、今、学習指導要領が年次進行で実施されていまして、来年度はいわゆる中学年、主に高等学校の第2学年に当たる学年が新しい教育課程になりますので、その教科書を改めて御採択いただくこととなります。新学習指導要領に基づく教科書が239点新たに検定を通過していますので、それについて1冊ずつ資料を作成したということです。改めて後で資料を例示させていただきます。

2番ですが、調査研究ですが、各教科書の違いが明確に分かるよう、(1)内容、そして(2)の構成上の工夫の二つの観点から実施しています。内容ですが、学習指導要領の各教科、科目の目標等を踏まえて、この目標と関連する調査項目を教科ごとに設定して調査しています。また、教科を超えて、全ての教科において、「我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」、それから「固定的な性別役割分担意識に関する記述」などについて調査をいたしています。また、構成上の工夫につきましては、各教科書の構成等において、デジタルコンテンツの取扱いであるとか、ユニバーサルデザインの視点についても調査をして、資料に記載をいたしています。

続いて報告資料の 2 ページ、3 を御覧いただきたいと思います。

こちらは都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究です。基本的に高等学校と同じ教科書を使う課程もありますので、資料としては高等学校で活用する資料を参照しつつも、特別支援学校のいわゆる障害のある生徒にとって、学習の課題や要点がしっかりまとまっているか、学習の見通しをもって要点を押さえた学びができるか等について、様々な視点から改めて調査をしています。こちらにつきましても後で例示をさせていただきます。

それでは、実際のいわゆる高等学校用の共通教科の資料 1 の方から、今回は教科「国語」のうちの「文学国語」という科目について、例示的に御説明をさせていただきます。

まず、資料 1 の 4 5 ページに文学国語で検定が通った教科書の一覧です。それで、ひし形の黒マークが付いているものが、いわゆる学習者用デジタル教科書の発行予定があると現時点で明らかになっているものです。全部で11点の教科書が検定を通過している状況です。

資料 1 の 4 6 ページと 4 7 ページを御覧ください。これらを踏まえて、まず文学国語として、一番上に全ての教科書を並べた後、それぞれ学習指導要領における教科・科目の目標であるとか、特に文学国語の目標であるとか、内容や内容の取扱いを学習指導要領に準拠して記載をしました。

その上で、次の 4 8 ページから、1 社ごとに資料を作成しています。ここから丁寧に御説明させていただきます。

まず、発行者、教科書番号、教科書名でありまして、次に内容です。まずは言葉の特徴や使い方に関する事項、そしてさらに内容の細かい項目ごとに、「書くこと」についてはどのような内容になっているか、「読むこと」についてはどのような内容になっているか、そして、この「読書に関する指導」というのは、国語では非常に重視されていますので、それがどのような形で教科書に掲載されているかということです。さらには、4 9 ページには先ほど申し上げました、全ての教科に共通する内容についてどういった記載があるか、例えば「伝統や文化等」については、書かれているとおり、「文学のふるさと」という中に童話、狂言などが書かれており、その側面から文

学の特徴を捉えられるようにしているという、具体的な形で3点ほど記載しています。教科書に記載のないものについては「記載なし」としています。

今回、特に、「固定的な性別役割分担意識に対する記述等」がどういった形になっているか、例えば「山月記」の中に、「妻子の衣食のためについに節を屈して」等といった記述が見られる、あるいは、夏目漱石「こころ」の中で、「奥さん、お嬢さんを私にください。」といったような、現代であれば役割分担意識として必ずしも適切ではないといわれるような表現をここに掲載しています。ただ、それぞれの文学は時代時代の背景がありまして、この言葉が書かれているからこの教科書が適切ではないという判断ではなくて、指導の際に教員がこういったことを留意しながら適切に生徒に指導するよという視点から掲げたものです。

構成上の工夫については、デジタルコンテンツの扱い、またユニバーサルデザインの視点を書いています。

50ページを御覧ください。最後に国語の教科書の中に出てくる教材名と作者を一覧にしまして、男女比を、男性の作家であるか女性の作家であるか、基本的には確認できる範囲で表の形で、パーセントで示しています。評論であれば男性作家が64%、小説であれば男性が85%、女性が15%で、合計という形で参考資料として掲載しております。

以上が高等学校用の教科用図書の調査研究資料です。

続きまして、資料3は特別支援学校高等部の資料です。

こちらは先ほど申し上げたように、教科書としては先ほどの高等学校のものと同様なのですが、加えて内容及び構成上の工夫といたしまして、特別支援学校の生徒にとって使いやすいものとなっているかという視点で、改めて記載をしています。

最後に、報告資料の2ページに戻りますが、この資料の取扱いにつきましては、各都立高等学校等が、各学校における教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用する、都教育委員会においてはこれらの資料に加えて、各都立高等学校等の選定結果等を総合的に判断して採択をしていただくというふうになっています。採択は8月下旬を予定していますので、その際はまたよろしくお願ひ申し上げます。

説明については以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 細かい資料をありがとうございました。高等学校に関しましては、新しい指導要領で中学年が始まるということで、大変よく研究して下さったと思います。ただ、今回たまたま拝見したのが文学国語の資料でしたけれども、多分、固定的性別役割というのはほかの科目も調査されたのかなと思うんですけれども、それをまずお尋ねしてもいいですか。

【指導部長】 全ての教科、全ての教科書について、そういった視点から調査をして、資料にも掲げています。

【新井委員】 ほかの科目では、特に、例えば理科で実験をするときに、イラストで男子が主要的な役割を果たして、女子は補佐的な役割を果たすとか、数学の問い掛けなどで、男子が正解を言って女子は分からないというような、そういうようなかつての固定的な、女子は理数系が苦手というような、そういう書きぶりはありませんでしたか。

【指導部長】 全体そういった視点で調査をしました。部分部分、例えば1ページのイラストの中に男子が作業しているようなイラストがあったりすることはありますが、教科書全体としてバランスを取って、いずれの教科書もかなり配慮がなされているかなというふうに判断していますので、明らかに男女で差があるといった教科書については見受けられなかったと考えています。

【新井委員】 それは大変よいことだと思います。共通テストなどを見ましても、生徒の掛け合いなどで問いをするというような場面が、数学の共通テストなどでも見られますが、男女に関して、かつての女子は理数系が苦手のような、そういう感じが全く見られなくなって、大変よいことだと思います。家庭科でも、主に女子がやって、男子は補佐的な役ということもなくなったということで、大変よかったと思うんですけれども、最後に問題になってくるのがこの文学国語かなと思っています。

どういう意味かという、まずは文学において、小説の書き手が占める割合が男性の書き手が圧倒的に多いということです。この圧倒的な多さというのは、今日、芥川

賞や直木賞、全部女性が取るといような時代になってさえ、この伝統的な役割分担かというふうなことで、一つ一つの小説の中の役割分担に関する記述が少なかった、今書かれているようなものにとどまったとしても、全体としてこういう小説の書き手、主な文豪と呼ばれている人は男性なんだという、その分担意識というのが全体に漂うということは、大変残念なことだと思います。今は作者別になっていますけれども、ページ割合、つまり1冊の文学国語の中で、何ページを男性が書いているかということを見ますと、多分『こころ』であるとか『舞姫』などのページ数が多くなっていると思いますので、この85%というのが場合によっては9割を超えるのではないかと思いますと、大変残念な気持ちでいっぱいです。

これというのは、教科書会社がしなかったということはあるけれども、一方で国語の教員側が古くから使われている教材を使い続けたいというふうにも強く希望するということがあって、こういう並びになっているというふうにも聞きますので、より固定的な性別役割を越えた文学国語になってほしいなと願うとともに、現場では、教科書会社が提供しているのがこういうものしかないということであれば、この中でも大半の時間を男性による小説、しかも固定的性別役割を無意識に助長するようなタイプのものというのを、そのように扱うのではなく、時代背景もありますけれども、これでよかったのかというように批判的に読み解くというような活動を是非取り入れていただき、こういう高等学校の教育の場で男女の役割分担の固定化というのが無意識に強まることのないように、現場で是非とも努力していただきたいなと思います。

以上です。

【教育長】 教科書採択の場だけの解決ではない大きな観点での御指摘だと思いますので、教科書採択についてもこれまで以上によく気を付けていただくとともに、ほかの教育のあらゆる場面でそういう観点で既に取り組んでいただいていると思いますが、引き続きお願いするということで、新井委員、よろしいでしょうか。

【新井委員】 はい、結構です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 詳細な資料の調査結果の御説明ありがとうございました。非常に

様々な観点で調査されていて、それをしっかりと報告していただいて、本当に感謝を申し上げます。

1点、少し詳しくお聞かせいただきたいのが、デジタルに関する調査ということで、デジタルコンテンツの扱いというところは、多くの場合は二次元コードがありますよというふうな記載が多いかなと思いますが、それ以外でデジタルコンテンツをもう少し活用できるような工夫がされている教科書は、昨今出てきているのかどうかということについて、もし調査結果から何か、この教科はこういうことがあったということがあれば御示唆いただきたいのですが。

**【指導部長】** この国語に限らずですが、これは小学校から高等学校まで、教科書と全く同じ内容の学習者用デジタル教科書が発行されているものを拝見しますと、基本的には例えばマーカーをしたり、書き込みをしたり、付箋の機能があり、自分の考えをそこに貼り付けるといったような機能は、ほぼどの教科書もあるのかなと。また、あるいは音読機能が付いているといったようなもの、当然あとは拡大縮小はスワイプしながらできますので、そういった基本的な構造に加えて、そのほかの資料については、二次元コード等から更にそこを読み取ると詳しい資料にリンクするといったような工夫をしている教科書もあるのかなと考えています。

以上です。

**【宮原委員】** ありがとうございます。デジタル教科書は始まったばかりだと思うのですが、デジタル教科書とデジタル教材との連携だとか、使い方ということを今後検討していかなければいけないなと思いますので、この辺りの構成上の工夫のデジタルコンテンツの扱いということについては、引き続き幅広くしっかりと調査していただければなと思います。よろしくお願いします。

**【指導部長】** 1点報告させていただきますと、デジタル教科書につきましては、小中高それぞれモデル校を定めまして、私どもかなり詳細にその成果、場合によっては課題も含めてですが、検証していきまして、今年度末までにはそういったことをまとめまして、全都にも還元できるようにしてまいりたいと考えています。

以上です。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 度々申し訳ありません。デジタルコンテンツとユニバーサルデザインに関してなんですけれども、まずデジタルコンテンツで、教科書はあまりないのかもしれないかもしれませんが、図や、特に動画などは、ユニバーサルデザイン化が非常に難しいというふうに認識をしています。図や動画のようなものを、今後どのようにアノテーションして、視覚障害がある方にも公平に提供するおつもりですか。例えば数式でも、結構数式をどういうふうに表現するかというのは、まだ研究者の間でもいろいろ議論があって、意味が伝わるように数式を点字化できるようにするというか、読み上げられるようにするなどというのは、とても難しいことなので、動画やイラストなどになると更に難しくなるだろうなと思っているんですけれども、どうされますか。

【指導部長】 非常に難しい視点ではありますが、いわゆる特別支援学校や学級で、一般図書等を採択している場合は、児童・生徒の実態に即した教科書になっているかなと思うんですが、例えば通常の学級等に障害のある児童・生徒がいる場合に、やはり個別の支援としてどうしていくかということは、これも様々なデジタルコンテンツの活用の視点から併せて研究していくことが必要だと思っています。いずれにしても、個別最適な学習を実現するという視点であれば、当然個々の児童・生徒の状況にも十分配慮していく必要がありますので、そういったことも併せて研究をしてみたいと考えています。

【新井委員】 デジタルになると分かりやすいというふうに素人は思いがちですがけれども、障害がある方にとってはかえって分かりにくいということもありますので、そこのところがおろそかにならないように気を付けていただきたいなと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 非常に今まで以上に丁寧に調査研究をしてくださっているなということで、まず感謝申し上げたいんですが、この調査研究そのものというよりは、いつもこういった形で議論する中で、今日もそうなんですけれども、幾つか非常に大切な視点を委員の先生方から御指摘いただいていると思うんですけれども、これらの視点は、ある意味においては教科書会社がそういうものを作ってくれないとどうしようも

ないというか、ここで幾ら議論していても仕方のない部分があると思うんですが、せっかくここでいろいろな意見が出ていることを、教育委員会としては、例えば定期的に意見交換であるとか、教科書会社や教材開発をするような業者の方々と、そういう意見交換をしたりするような場というのがあるんだらうかと。何年も教育委員をしてきながら、今になってそんなことをお伺いするのもお恥ずかしいんですが、せっかく非常に大事な御意見が幾つも出ている中で、そういったものを是非現場にフィードバックして、またお互いに理解を深めながら、よりよい教材や教科書を作っていくということが大切かと思しますので、ちょっとお伺いさせていただければと思います。

**【事務局】** 制度に関するところで、事務局から1点御説明させていただきたいと思いますが、基本的に教育委員の皆様方は、教科書採択をする、意思決定をする当事者でもいらっしゃいますので、採択に関わる方々と教科書会社との間のやりとりというのは、非常に細かく、やはり公平公正の確保という観点から定められているところではあります。そういった意味で、なかなか直接相対してということになりますと、かなりいろいろなことを考えていけないことがあるのかなと思います。一方で、当然、教育委員会でのこういった議論というものも公開されているところですので、それぞれそういった各採択権者の御意向や、いろいろな現場の声というのは、適正な形で教科書会社でも収集、把握をした上で、教科書の作成をされているというふうに承知をしているところです。よろしくをお願いします。

**【教育長】** 指導部長、補足はありますか。

**【指導部長】** いや、大丈夫です。

**【北村委員】** 確かに、我々が教育委員会として直接というのは不適切なことになるかなと思いますので、教科書会社も積極的に情報収集されているとは思いますが、教育委員会もたくさんありますし、全ての議論をフォローするというのはほとんど不可能に近い部分があるかなという中で、都としてある種メッセージではないですけども、こういう教科書に関してこういう議論があったなど、少し教科書会社の方が分かりやすいような形で、問題のない、差し支えのない範囲で情報を整理して発信することも御検討いただいてもいいのかなと。もちろん、いろいろ非常にセンシティブな問題ですので、簡単にできないこともたくさんあることは理解した上ですけれど

も、いつもせっかく貴重な御意見がたくさん出てくるので、そんなことも御検討いただければなと思いました。お願いします。

【指導部長】 ありがとうございます。今、北村委員がおっしゃったように、いわゆる特定の教科書会社という形ではなく、今後の教科書の望ましい在り方については、例えば文部科学省等を通じてお伝えすることも可能でしょうし、そういったことについては考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御質問・御意見ありませんようでしたら、本件について報告として承りたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

### (3) フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業について

【教育長】 次に、報告事項(3)「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは説明させていただきます。

不登校の児童・生徒数は平成25年からずっと増加傾向にあります。東京都のみならず、全国的な傾向でもありますが、最新の令和2年度では都内公立小・中学校で1万7,688人という不登校の児童・生徒数が報告されています。

その中で、様々な支援等を受けて、例えば教室に入れないが保健室や別室で頑張っ  
て少しずつ教室に戻れるようにしている子供、あるいは区市町村が設置している教育支援センターに通い、出席の扱いという形にしながら学校での学びに準じてしっかり学んでいる子供がいます。また、フリースクール等と言われる、いわゆる民間の施設等で学んでいる児童・生徒が、令和2年度ですが、818人いるという報告を受けてまして、不登校全体の児童・生徒の中で、数値で言うと4.6%に当たります。今回こうした子供たちの実態を、私どもとしても丁寧に調べて検証する必要があると考えて、調査研究事業を行うということになりました。そのことについて御説明をさせていただきます。

まず、フリースクール等というふうに私ども名称を付けていますが、なかなか定義

がありませんものですから、いわゆる民間施設や民間団体、様々な名称を使っています。フリースクールと言っているところもあれば、フリースペースというようなところもあるということで、私どもとしては不登校のために様々な施設を設けて子供の学びに資する民間の施設を、フリースクール等というふうと呼ぶと定めています。

そこで、この事業の目的です。募集要項から御説明をさせていただきます。

フリースクール等に通う不登校の児童・生徒やその保護者のいわゆる支援ニーズであるとか、フリースクール等の活動内容、実際の中身、それからどの程度の経費が掛かっているのかということ、こちらから調査をお願いして、調査協力金というのを保護者にお支払いをして、ある程度個人情報に関わるようなことについての御理解をいただきながら調査をして、それを今後の施策展開に生かしていくと。当然、様々な子供がいますので、こういったフリースクールに行っている子供のみならず、どこにもつながっていない子供の支援にも最終的にはつなげていきたいと考えています。

申請者ですが、ただいま申し上げましたが、都内の公立小・中学校に子供が在籍していらっしゃる保護者の方で、申請の要件、3番ですが、児童・生徒を対象にした保護者に、まず都内の学校に在籍していて不登校の状態にあるということを経理先生の証明をいただきます。さらにフリースクールですが、様々先程からありますけれども、やはり不登校の子供への支援を主たる目的として、いわゆる通所型になっている施設、それを私どもとしてもまずホームページや様々なガイドライン等を拝見して、確認して、対象者を決定していきたいと思っています。また、保護者ですが、在籍校と日常的に連携が取れていて、連絡を取れている方としていきたいと思っています。

改めて、調査対象となる児童・生徒ですが、不登校で、相談・指導を行うことを目的とした活動実績のある通所型の施設に通っていること。いわゆる通所型というのは、単発で時々定期的集まってイベントをやっているようなところではなく、基本的に日々学校と同じような形で学びができる通所型であることとして、区市町村教育委員会、在籍校とフリースクール等が連携できるような施設であること。3番の健全育成というのは、当然のことなんです、子供たちの自立に向けた支援を行っているといったようなことを確認した上で、応募された方々を調査協力者としてこちらで選定をしたいと思っています。

実際の調査協力金、5番ですが、調査に御協力いただくことになりました保護者につきましては、児童・生徒一人につき一月当たり1万円と。ですので、年間最大で12万円をお支払いをすることとしています。

こちらは調査の大まかな流れです。保護者の申請に基づきまして、私どもが審査検討会を設置いたしまして、書類審査をまず行いまして、調査協力者を決定し、調査を行ってまいります。

申請の方法ですが、一応ウェブをメインとしながら、郵送も可としまして、両方で行ってまいります。受け付け期限等につきましては、年間を4期に分けて実施します。年度の途中からフリースクール等に通うお子さんもいらっしゃいますので、途中の3期以降からの申し込みも可とします。1期につきましては、7月下旬を目途に受け付けを締め切りまして、4月からさかのぼって調査をさせていただきます。ですから、第1期に申し込みますと4月スタートという形で、3月まで調査に御協力いただければ1年間、また3期、4期については、10月以降あるいは1月以降という形で調査をさせていただきたいと思っています。

なお、この調査についての保護者等への周知の方法ですが、三つの方法を考えています。第一に、まず区市町村教育委員会を通しまして、小・中学校にこの情報を御案内していただいて、不登校の状態である児童・生徒の保護者に連絡をしていただきます。また、都教育委員会のSNSで発信するとともに、ホームページにも掲載してまいります。次に、第3ですが、6月28日に開催を予定しているフリースクール等の関係者と区市町村の教育委員会が集まる、東京都学校・フリースクール等協議会で、フリースクール等の関係者にもこのことを御紹介し、なるべく多くの方々に調査の御協力をいただけるよう周知を図っていきたくと考えています。

また、調査の結果を分析させていただきまして、改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見などありますでしょうか。

お願いします。

【秋山委員】 このフリースクール等ということなんですが、そのフリースクールの名前等は公表されますでしょうか。というのは、当事者が自分が通っているところがそれに該当するかというのが、多分判らないのではないかと思いますので、フリースクールの名前等あれば参加しやすいし、また自分の通っているフリースクールがそこに該当するかという問合せもしやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【指導部長】 事前にこちらが把握しているフリースクールの一覧をお示しするというような御質問というふうなことでよろしいでしょうか。こちらはいろいろ検討したんですが、実はなかなかフリースクールの定義が難しく、私どもとしても正直全部を把握しきれていないという状況があります。現在調査しているのは、実際に都内の公立学校に通っていて、フリースクールに行っているよというふうに保護者が申請されている方々、全体で200か所ぐらいありまして、こちらについてはいろいろな案内を、フリースクール協議会の案内等も送っていますので、そちらには御案内をしますが、こちらとしても私どもが把握しているフリースクールですよという形で提示することはなかなか難しいかなと思っていて、要は個別の相談には丁寧に応じていく形で申請者を確認していきたいと思っています。

【秋山委員】 ありがとうございます。是非、重要な調査だと思いますので、そこについて漏れがないようにというか、なるべく多くの方が参加できるように工夫していただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、7月14日の予定となりますが、現在のところ案件がありません。そこで、次回は7月第4木曜日、7月28日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいま説明のありましたとおり、7月14日は案件がないとのことですので、7月14日の教育委員会は開催しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、7月14日の教育委員会は開催しないこととします。

次回は7月第4木曜日、7月28日ですので、お間違いのないようにお願いをします。

日程そのほか、何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の教育委員会は以上で終了とします。ありがとうございました。

(了)

(午前11時25分)